

【用語】月夜野町—利根郡月夜野町 衣速—衣束、身にまとう着物

青布子—木綿の綿入着物で青色に染めたもの 柿そ—酒屋の奉公人の仕着せ 壱重物—裏をつけない一重の和服 上ヶ金—上納金、献金六才市—定期的に月六回開かれる市 酒師—酒造の杜司 働—下働きの者 近付之者—知人、知り合いの者 時貸—期間・証人を定めず、一時的に金などを貸すこと よき—斧の小形のもの はかき—刃を損すること 弁—つぐなうこと、弁償 四つ子—刃先が四本にわかれている鍔 くつ子—口籠、牛馬の口にはめるかご

【解説】後閑家は、月夜野町が開かれた時の草分け百姓の一家といわれ、江戸時代には名主などの村役人を歴任した。そのため名主関係史料を多数所蔵するが、そのほか同家では酒造業を営んでいたので、それに関係するものも多い。

この文書は、文化四年（一八〇七）正月、後閑義房が記した家内作法で、前半が酒師を含む酒蔵者、すなわち酒造に従事する人々、後半が主として農作業を行う下男に対するものである。まず酒造関係者については、冒頭で公儀御法度の遵守を求めてている。これは酒造りが、幕府の定めた酒株を所有する者以外は堅く禁じられていることの反映である。それに酒株制度は、奢侈禁止と米価の調節という目的もあつた。つづいて火の用心、衣類についての制限、外出の際の心得などが規定されている。さらに喧嘩口論・博奕や諸勝負の禁止、これは下男についても同様であつた。それに酒糀人、すなわち酒をたしなむ人を大切にせよと指示しているのは、注目すべき規定といえよう。下男に対しては、農具の取扱いに関する規定が多くを占めている。例えば農耕用具である鍔・山刀・鎌・よき・鍔などの品質が劣り、切れ味の悪いものは交換する。しかし、刃を欠いたり紛失した場合は、弁償することになつっていた。履き物は自分仕立ての藁草履に限り、馬の沓は、酒を運ぶのに用いる以外、すべて下男が作ることになつていた。